入　　札　　公　　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月２６日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所　管理部門
釧路拠点長　伊藤　明

１．調　達　内　容

（１）調達件名及び数量　　知床半島沿岸域におけるトド来遊状況及び焼印標識個体調査業務　一式

（２）調達仕様　　入札説明書による。

（３）履行期限　　令和９年３月１日

（４）履行場所　　入札説明書による。

（５）入札方法　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

（１）国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成１３年４月１日付け１３水研第６５号）第１２条第１項及び第１３条の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８・９年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」いずれかの等級に格付けされている者であること。

（３）国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。

（５）本業務を履行しうる経験及び体制を有する者であること。

３．入札説明書等の交付方法　　入札説明書等（入札説明書、委任状様式、入札書様式、契約書案、以下により入札説明書等（入札説明書、委任状様式、入札書様式、契約書案、以下により入札説明書等」という。）を受領を希望する者は、次の①から③までの交付方法により交付を受けること。

① 直接交付
北海道釧路市桂恋１１６番地
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所　管理部門
水産資源チーム（用度担当）
電話　０１５４－９２－１７０９
ＦＡＸ　０１５４－９１－９３５５

② 宅配便着払いによる交付
「知床半島沿岸域におけるトド来遊状況及び焼印標識個体調査業務　入札説明書在中」と標記し、上記①あてＦＡＸ送信すること。

③ メール送信による交付
「知床半島沿岸域におけるトド来遊状況及び焼印標識個体調査業務　入札説明書メールアドレス、担当者名、電話番号及び希望する旨」と標記し、上記①あてＦＡＸ送信すること。

４．入札説明会の日時及び場所等

令和８年12月説明会は、当日全員に入札説明書で対応する。
ただし、令和８年12月８日までに下記３．に記載する質疑があった場合には、令和８年12月８日に入札説明会を開催する。
なお、質疑があった場合も随時受け付け、当該質疑に対する回答は、当機構ホームページ（アドレス http://www.fra.affrc.go.jp/）に掲載する方法により行うこととし、個別の質疑応答はしない。
３．①に同じ。

５．入札の日時及び場所等

（１）入札の日時及び場所　　令和８年12月15日　10時00分
北海道釧路市桂恋116番地
国立研究開発法人水産研究・教育機構
釧路庁舎　会議室

（２）郵便による入札書の受領期限及び提出場所　　令和８年12月14日　17時00分
３．①に同じ。

６．その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨。

（２）入札保証金及び契約保証金　　免除。

（３）入札の無効　　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

（４）契約書作成の要否　　要。

（５）落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（６）競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

（７）詳細は入札説明書による。

７．契約に係る情報の公表

（１）公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注１として再就職していること
②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること※注２

※注１　「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注２　総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

（２）公表する情報
（１）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
①当機構における役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構の最終職名
②当機構との間の取引高
③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか該当する旨
３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報
①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５）その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

８．公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。
公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか１箇所に１回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業　務　仕　様　書

1.　件名

知床半島沿岸域におけるトド来遊状況及び焼印標識個体調査業務

2.　業務目的

本業務は、北海道知床半島沿岸域での小型船舶及び小型無人航空機によるトドの目視調査を委託し、当該海域におけるトドの来遊分布、来遊個体数及び標識再捕法を用いた個体数推定のためのデータを得ることを目的とする。

3.　履行期限

令和9年3月1日

4.　業務場所

北海道知床半島沿岸海域のうち、目梨郡羅臼町ペキンノ鼻～標津郡標津町標津漁港を調査対象海域（図1）とする。調査対象海域は以下の3区域で構成する。

A)羅臼海域陸上目視調査：羅臼町知円別漁港～標津町元崎無異川右岸高台（海域A）

B)羅臼海域船舶目視調査：羅臼町ペキンノ鼻～羅臼町知円別漁港（海域B）

C)標津海域船舶目視調査：標津町元崎無異川右岸高台～標津町標津漁港（海域C）



図1．調査対象海域

5. 業務内容

1）業務日数

調査期間は、近年の傾向より、根室海峡に流氷が到達する前の時期に当たる令和9年1月5日～2月9日とし、以下の6期間で構成する。

期間1. 令和9年1月5日 ～1月10日
期間2. 令和9年1月11日～1月16日
期間3. 令和9年1月17日～1月22日
期間4. 令和9年1月23日～1月28日
期間5. 令和9年1月29日～2月3日
期間6. 令和9年2月4日 ～2月9日

A)の陸上目視調査は、期間1～5までの各期間に2日間ずつ、計10日間の調査を実施することとする。なお、事前情報により期間1においてトドの来遊が確認されなかった場合、または天候等の影響により期間1～5において調査を実施できなかった期間が生じた場合には、予備調査として期間6に2日間の調査を行うこととする。また、期間1～6のすべての調査は可能な限り等間隔に分散した日程で実施するものとするが、事前に予測される天候、海況及び流氷来遊状況によってはその限りではない。

B)及びC)の船舶目視調査は、期間1～6の中で、それぞれ1日間の調査を行うこととする。B)及びC)の調査は、連続もしくは近接した日程で実施するものとする。

加えて、期間 1～5 に長期の悪天候が事前に予想される場合は、担当責任者との協議のうえで期間 1～6 の日程を再検討できるものとする。

2）船舶手配

トドの探索・目視が可能な小型船舶を、海域B及びC、それぞれで手配すること。

3）小型無人航空機手配

トドを発見した際に、その個体数及び焼印標識個体情報の正確な把握を行うため、上空から撮影が可能な小型無人航空機を手配すること。

4）報告方法

目視調査の結果は任意の記録用紙に記載し、担当責任者へEメールで報告すること。

6. その他

1）本業務に必要な船舶の燃料及び消耗品は請負者の負担とする。

2）調査の詳細については別添の実施要領を参照し、安全かつ確実に本業務を遂行すること。

3）すべての目視調査の結果報告後に、下記場所へ完了報告書を提出すること。

完了報告書提出場所：北海道釧路市桂恋１１６番地
国立研究開発法人水産研究・教育機構　釧路庁舎

4）詳細については、担当責任者の指示に従うこと。